

経済産業省

第4回 データの越境移転に関する研究会 議事要旨

<日時> 令和4年6月27日(月) 16:00~18:00

<場所> オンライン会議 (Teams) 野村総合研究所主催

■ 出席者 (敬称略)

<座長>

山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

<委員> (50音順)

渥美 裕介 株式会社日立製作所 システム&サービスビジネス統括本部
経営戦略統括本部 渉外本部 渉外企画部 部長

生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授

北村 朋史 東京大学大学院総合文化研究科 准教授

鬼頭 武嗣 一般社団法人 Fintech 協会 代表理事副会長

工藤 郁子 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター
プロジェクト戦略責任者

黒崎 将広 防衛大学校総合安全保障研究科 准教授

佐藤 元彦 楽天グループ株式会社 渉外室 シニアマネージャー

沢田 登志子 一般社団法人ECネットワーク 理事

鈴木 俊宏 日本オラクル株式会社 事業戦略統括
スタンダードストラテジー&アーキテクチャ/ポリシー担当
シニアディレクター

田丸 健三郎 日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員
技術統括室 ナショナルテクノロジーオフィサー

藤井 康次郎 西村あさひ法律事務所 弁護士

藤原 輝嘉 トヨタ自動車株式会社 デジタル変革推進室 グループ長

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

若目田 光生 一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会
企画部会 データ戦略ワーキング・グループ 主査

<オブザーバー>

個人情報保護委員会事務局、デジタル庁、総務省 国際戦略局、外務省 経済局

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 国際室、株式会社野村総合研究所

■ 議事次第

1. 開会

- (1) 開会・資料確認及び議事運営について（事務局）
- (2) 座長御挨拶
- (3) 経済産業省挨拶
- (4) 委員御挨拶

2. 議事

- (1) 今年度の研究会の実施について（事務局）
- (2) 昨年度の振り返り及び今年度のゴール共有について（事務局）
- (3) 自由討議・質疑応答

3. その他（事務連絡）

4. 閉会

■ 配布資料

議事次第

【資料1】：令和4年度 データの越境移転に関する研究会 委員等名簿

【資料2】：事務局説明資料

【資料3】：事務局説明資料

■ 討議要約

<研究会全体のスコープや定義について>

- DFFTは、「T」の意義が曖昧であるため、広く解釈される余地がある。他方、「DFF」は、明確に固定されていると認識している。EU やインド等、「DFF」に対して賛意を得られない理由は、「DFF」を推進すると、ネットワーク経済の法則により、データが一カ所に集中するという懸念があるからではないか。このような懸念をいかにして解消するかというのが、「DFFT」を今後広げていく上で重要である。

EUは2018年に「非個人データの域内自由流通枠組みに関する規則（DFF規則）」を採択した。データ流通の障壁には、1) 国家による囲い込み、2) 企業による囲い込みがある。この2つの囲い込みに挑戦するのがDFF規則であり、活発な取組みが行われている。現状、「DFF」は国家による囲い込みに焦点を当てている概念に見えるが、企業（例えば、DPF事業者）による囲い込みの解消は、今後のスコープとして検討するのか。

- 検討の射程について、これまでは、各国の規制や運用に着目して、そこに存在する障壁を特定して解消していくことを念頭に置いていた。今後は、その射程をさらに広げていくということを意図しているのか。

→ データを越境させなければならないという時に、そこには「T」の要素・トラスト、すなわち様々な利益（例えば、プライバシー、セキュリティ、知財等の要素）との衡量を取る制度がなければデータは流れない。以前は、通商法を通じてデータの越境移転への障壁を排除することを目指す、自由流通一辺倒のDFFであったものを、トラストがもたらすバランスがあって初めてデータ流通が実現するという考え方をセットしたことがDFFTの政策的意義であった。その観点に立つと、様々な政策によって、異なる利益のバランスを取り、具体的にデータが流れることを担保する制度をつくるのが、本研究会の検討スコープである。1) 越境移転の障壁の把握、2) その解消に向けたアクション、3) 国際制度のデザイン、4) その中身の具体化をスコープとして、未だ概念にとどまっているDFFTを実現していくための議論をして頂きたい。

- DFFTの「D（データ）」が想定しているデータは何か。これまでの研究会を参照すると、GAIA-XやIDS（Industrial Data Space）がキーワードとなるか。IDSは、主にサプライチェーンのデータが対象となる。他方、ヘルスケア関連データでは、画像データや自然言語データも対象となる。昨今の米国やEUにおける、データの流通、共有の促進に関する議論を見ると、特にヘルスケアの分野において、自然言語データは重要視されている。自然言語の標準化という思想で、機械学習やAIで活用しやすいプレーンランゲージというものも出てきている。一方で、日本においてはプレーンランゲージに関する議論というのはほとんどされてきていない。そういった状況の中で、DFFTの「D（データ）」のスコープを確認したい。

→ 主な対象は産業データである。様々なデータ形式がある中で、特定のものをカテゴリカルに除外しようという意図はない。どのようなデータが対象となるべきかについては、委員の皆様にもご意見を頂戴したい。

- デジタル庁のトラストを確保したDX推進サブワーキンググループ等において、トラストサービス

の定義は具体化されている。他方、DFFTの「T(トラスト)」の適切な定義は、国際的に見当たらない。様々な分野、対象、目的に応じて異なる意味合いを持つため言語化が難しいと推察するが、トラストの定義や要素の検討によって時間的なロスが発生し、核となる領域の検討が滞ることを危惧している。越境移転の障壁の把握と解消に向けた具体的アクション策定が今回のメインテーマである中で、トラストに関する拘りや深掘りと、実態の把握とのバランスをどう取るのか。

→ 事務局として、トラストを明確に定義することの優先順位は高くない。現状、トレードトラックでのトラストに係る議論は収斂していないため、デジタルトラックにおいても、トラストについて定義の議論をするというよりは、データの越境移転の障壁解消に必要な論点を絞り、優先順位を付けて課題に取り組む必要がある。その優先順位付けを正当化するために、先に述べたOECDのGAP分析や昨年度の中間報告書がベースとなる。これらの分析によれば、透明性を高め、相互運用性を確保することが優先順位の高い政策分野であろう。

→ 具体的な提案をする際には、「T」を定義するというより、その一部分を切り出して、必要なところから具体化していくというアプローチをとるべきと考えている。

- データの越境移転は、持ち込み、持ち出しの両方がある。本検討会は「持ち出し」に係る規制に注目するという理解で正しいか。また持ち出しにも海外からの持ち出し、日本からの持ち出し、両方がある。海外からの持ち出しについては海外の規制が問題になり、日本からの持ち出しについては日本の法制度が問題になると理解しているが、その両方を障壁として扱うという認識で良いか。

→ 個人情報を対象国から持ち出す際の規制に関する整理をしている。各国の法制度において現状存在する規制として目立ったものは個人情報保護に関する制度がほとんどであり、それらは各国にある個人情報を外国に出す場合の規制であるためである。

- 例えば、車のワイパーの稼働情報を取得すれば、雨が降っているエリアが分かる。個人情報と社会的利益は必ずしも別の話ではなく、リンクしている。そのような議論を進めていくと、改めて「データとは」「トラストとは」という論点が、今年も新たなテーマとして出てくるだろう。

- 今回求められているアプローチについて確認したい。各国の法制度を調和して収斂させていくのか、あるいは、各国の法政策の違いを尊重し、それに対する対応コストを縮減していくのか。主権国家であったとしても、同意があれば、その国の法政策に変更を求めることは可能である。今回は即時性の観点から、後者のアプローチが好ましいとされていると理解しているが、実装(Implementation)の在り方や既存制度との補完性(Complementarity)を考える上で着目すべき論点に関わってくるので、念のため確認しておきたい。

→ デジタルトラックの目的は、各国制度の収斂ではなく、異なる制度を前提にどのようにデータを流すかというプラグマティックな点が特徴である。各規制の調和(Harmonization)を促すのは国際法の役割で、そこはトレードトラックが担ってきたと考えている。通商法が重要であることは否定しないが、議論に時間がかかる。より短時間でデータを今よりもよりよく流すことを目的とする政策提案も並行して存在するはずである。ただし、デジタルトラックとトレードトラックは、同時並行かつ互いに裨益しながら動いていくと認識している。

- DFFTにおいてデータ流通の側面を押し出すと、場合によっては規制だけではなく、国内の仕組みの見直しというのにも必要になる。また、DFFTを進めることで、海外から日本国内のデータ利活用が容易になり、これが日本経済にどのようなインパクトをもたらすかという見立ても必要ではない

か。外国の規制に関係だけでなく、国内の制度整備等もスコープに含まれるか。

→ 国内の制度整備等について必ずしも否定するものではない。ただし、G7各国の中で取り急ぎ協力が成立するものという観点でスコープを絞る必要がある。また、議論はすでにある5つの柱を軸としたい。その中で国内制度の整備等について議論する必要があるのであれば、ご提案頂きたい。

- 情報処理の国際標準化の世界では一般に Trustworthiness には15の特徴が特定されている。その中にはこれまで DFFT 研究会で議論された透明性 (Transparency)、セキュリティ (Security)、プライバシー (Privacy) も含まれるが、他の特徴も存在する。DFFT では透明性、セキュリティ、プライバシー、相互運用性といった既出以外の特徴にも検討を要するものがあるのではないかと。標準化の世界で示されている特徴がすべてかと言われると議論の余地があるかもしれないが、まずは Trust および Trustworthiness の特徴全体を概観することは、去年の議論を補完する意味でも必要になるだろう。来年の G7 に向けて、取りこぼしは避けたい。

<5つの検討テーマについて：標技術・標準化 (Technology and Standardization) >

- 様々なステークホルダーの参画なしには、標準は標準としての力を持ちえない。世界経済フォーラムは、標準化団体や専門家の方々と連携しながら、1) なぜその標準が必要なのか、2) 標準化によってどのような便益があるのかといった点について検討を進めてきた。その観点から、直近の白書及び専門家等との国際会合の議論を紹介する。具体的には、以下の3点である。

➢ PETs (Privacy Enhancing technologies) : フィンテック領域ではプライバシーを技術で守りながら、トラストを醸成していくという取組みがなされている。そこに範をとり、どうすればユーザーや市民のトラストを担保できるかという点を探求した白書である。併せて、企業や行政の皆様に対するキャパシティビルディング等の内容が含まれている。

➢ GovTech : フィンテックを推進するには、企業だけではなく、行政サービスを提供する規制当局もデジタル対応をしなければならない。例えば、規制情報に機械可読性を付与して API で使いやすくする等の内容が白書に取りまとめられている。

➢ TradeTech : 貿易に関して、どのようなテクノロジーやデータ連携が必要かという点、又は、それを各ステークホルダーに導入してもらう為、どのような点に着目すべきか等の分析が白書に含まれる。

このような関連する白書の議論を通じ、技術標準化や相互運用性の確保に向けて、技術的な側面だけでなく、インセンティブ設計やキャパシティビルディング等も必要になる。

<5つの検討テーマについて：透明性の確保 (Transparency) >

- 通商法における、各国規制を縛るという意味でのハードなルールに関しては、現状の到達点の相場観を冷静に振り返ると、CPTPP や RCEP 等の協定も存在する中で、データフリーフロー促進と制限の大きな相場観は、見えてきているはず。こうした今までの蓄積の枠を意識しつつ、今後のハードルールの交渉の展開を展望した上で、足下で、どのような改善をすればデータが流れるようになるか検討する意義がある。透明性の向上に係る議論はそのような方向性と適格的である。

- 透明性からもう一步議論を進めるとしたら、それはアカウントビリティである。透明性は、ニュートラルな用語であるが、アカウントビリティは、「各国はそれをきちんと実行しなければならない」という見え方になる。透明性に加え、アカウントビリティを考えれば、議論を一步進めることになるかもしれない。このような透明性やアカウントビリティを支えるルールや、既存のプラクティスに何が
あるかを復習して、適宜応用するなどして、データ流通の場面に活かせないかを考えてはどうか。

< 5つの検討テーマについて：関連する制度との補完性（Complementarity） >

- 関連する制度との補完性の議論では、データフリーフローを取り巻く制度を補完する形として、通商法がある。通商法には非常にハードなものやソフトなものがあり、後者については DFFT の中で活用する余地もあるのではないかと。たとえば税関における事前教示のルールでは、どの場合に、どの程度の関税率で、原産地がどうなるのか等を、相手国政府に照会すると、相手国政府は回答をする。投資環境の整備では、ビジネス環境整備が既存 EPA に含まれ、相手国の規制等に関する不透明な部分を照会の上、回答を得ることができる。WTO の TPRM においても、加盟国は説明の必要なルールがあれば、質問の上、それに回答を行うレビューメカニズムがある。このような仕組みをデータフリーフローの枠組みに敷衍すると、例えばどのような規制があるのか、それを規制する根拠、政策目的は何なのか、という点について各企業が調査せずとも、相手国に説明してもらうようなメカニズムにすることが可能ではないか。

< 5つの検討テーマについて：相互運用可能な枠組みの実装（Implementation） >

- 最終的に DFFT を国益に寄与させるかという観点から、DFFT を実施するようなマーケットプレイスやプロダクト等の具体的なサービスが必要になり、それなしに具体的な議論はできないと考えている。本研究会のスコープに入れるものでないかもしれないが、実際のプロダクト等を通じた、色々なユースケースの積み上げは重要である。過去参加してきた国際会議の場における DFFT の議論では、ユースケースや仕組み、プロダクトについての質問が多い。5つの柱の中の実装（Implementation）に関わるところだと推察するが、そのような観点も検討すべきである。

< その他質疑、コメントについて >

- EU のデータ法（Data Act）案は、企業に対して、データをより提供させるためのアプローチである。データ法案は DFF という意味では良いが、同時にデータは誰のものかを改めて問い直されているという認識であり、その議論が必要である。
 - 事務局から紹介いただいた、OECD の「越境移転の障壁の特定に向けた GAP 分析」は非常に重要であり期待している。どのような手法で、どのような方々に対して調査するのか、具体的に教えてもらいたい。
- GAP 分析は、本研究会での手法と類似する。データのライフサイクルにおけるアクターを明確化し、当該アクターが直面している問題点をリストアップし、その問題点に対応したポリシーリコメンデーションを 2022 年 12 月までに中間報告書に取りまとめる想定である。スコープと

しては基本的に G7 各国で事業を行っている企業だが、G7 以外でも主に OECD 加盟国の中からリストアップして、ヒアリングを行っている。12 月のポリシーリコメンデーションをベースにして、G7 で日本提案を提出し、議論する予定である。

- 資料 3 にある【第 3 段階】の「越境移転の障壁を軽減する措置の実行とそのモニタリングを行う国際体制を有志国で構築」について賛同する。世界経済フォーラム第四次産業革命センターは、その事務局の候補の一つとして手を上げる準備があるということも、併せて意思表示したい。G20 の GSCA (Global Smart Cities Alliance) においては当センターが事務局を拝命しており実績もある。
- 各国で規制が異なることで、企業側のコストがかかるという論点は理解できる。ただ充分性認定における充分性の判断基準やセキュリティの要件等は、相互認証的なアプローチで対応できると考えるが、例えば、個人情報の第三者提供についての本人同意の要否等、各国法で固まっているものは技術でも標準化でも乗り越えるのは難しい。そこを透明性や運用面の改善で対応していくという認識で正しいか。
→ ご認識の通り、透明性や運用面の改善で対応したいと考えている。

<全体のまとめ>

- プラグマティックなアプローチが本研究会のポイントと認識。新たな越境移転の仕組みの構築等ではなく、現行の制度を前提としつつ、データ移転の障壁を抽出し取り除いていくことが重要。
- 中でも重要なのが透明性と理解。先ほど委員からも説明責任という言葉が出たが、各国の制度について説明を求め、情報を共有してネットワーク化していくことも考えられる。これを一つの基盤として、高次のデータ自由流通が実現することもありうるのかもしれない。次回以降また検討していきたい。

以上

<お問い合わせ先>

商務情報政策局 国際室

電話：03-3501-1843